

雑がみ回収ロゴマーク使用にあたって

1 目的

紙袋に雑がみ回収ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を貼付することで、雑がみ回収に対する市民の意識を高め、資源循環社会の形成を促進することを目的とします。

2 届出

ロゴマークを使用する場合は、事前に家庭ごみ減量課に相談のうえ、協議が整い次第、仙台市環境局長あて届出を行ってください。

なお、届出の内容に変更が生じた場合及び中止される場合は、あらためて届出を行ってください。

3 費用

ロゴマークの使用は無料です。

4 紙袋の素材

紙袋本体は、一般的な工程でリサイクル可能な紙製とします。紙製以外の袋にはロゴマークは使用できません。持ち手についてはこの限りではありませんが、リサイクル可能な紙以外の素材で製作されている場合は、以下（B）のロゴマークを貼付していただきます。

5 ロゴマークの種類

ロゴマークは2種類です。

- (A) 紙袋の本体及び持ち手における全ての部分がリサイクル可能な紙で製作されているもの
- (B) 紙袋の本体はリサイクル可能な紙で製作されているが、持ち手はそれ以外の材質で製作されているもの

6 使用方法

貼付する箇所及び大きさまたは色については使用者が自由に決めることができますが、デザイン自体を変更することはできません。なお、ロゴマークの文字が認識できる大きさを確保してください。

7 届出後

デザインデータをお渡しいたします。使用にあたっては、他のものに転用しないようご注意ください。

8 完成後

紙袋が完成した時点で見本を提出してください。雑がみ回収協力事業者として事業者名及び実物写真等を仙台市ホームページ等に掲載し広く市民に紹介します。

9 その他

ロゴマークは本目的に即したものに使用を限定しますので、他の用途にお使いいただくことはできません。なお、届出を受理した旨の通知は行いません。届出書の控えを保管してください。

10 担当

仙台市環境局家庭ごみ減量課

雑がみ回収ロゴマーク種別

(A) 本体及び持ち手が紙製



(B) 本体は紙製、持ち手はそれ以外の素材

